

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年3月6日

【会社名】

株式会社ビーマップ

【英訳名】

BeMap, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 杉野 文則

【本店の所在の場所】

東京都千代田区内神田2丁目12番5号

【電話番号】

03-5297-2180(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 大谷 英也

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区内神田2丁目12番5号

【電話番号】

03-5297-2181

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 大谷 英也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

普通株式

【届出の対象とした募集金額】

49,961,000円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5号第2号の金額通算規定により本届出を行うものです。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社ビーマップ 普通株式	47,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年3月6日(金)開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	47,000株	49,961,000円	25,004,000円
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	47,000株	49,961,000円	25,004,000円

(注) 第三者割当の方法によります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,063	532	100株	2026年3月23日(月)	—	2026年3月23日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ビーマップ 経営管理部	東京都千代田区内神田2丁目12番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 王子支店	東京都北区王子1丁目10番17号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
49,961,000	1,500,000	48,461,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額49,961,000円であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成支援等費用(600千円)、割当先調査費用(600千円)、登記費用(登録免許税含む)(300千円)等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当によって調達する資金の額は、上記のとおり48,461,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
運転資金（人件費等並びに期末受注案件の仕掛（ハードウェア仕入・システム開発発注等））	48,461,000	2026年3月～2026年4月
合計	48,461,000	

- (注) 1. 当社は、本株式の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。
 2. 当社は、2025年4月17日付にて第三者割当増資を実施し、当面必要な運転資金を確保しましたが、2026年3月期（以下同）第1四半期にハードウェアの輸入・販売案件において想定外のコスト増で収益が悪化したほか、第1・第2四半期において期初の計画外であったWi-Fiセンシング用のデータセンター構築に係る設備投資で費用が発生し、かつ収益化が遅れていることから、この第三者割当増資で取得した資金については支出が前倒しになっており、再度、期末の資金余力を増強する必要があります。当期においても、3月期末に自治体向けの防災情報配信システム案件やWi-Fi敷設案件を予定しているほか、断続的に自治体・事業会社向けのハードウェアの輸入・販売案件など、先行費用が発生する案件が相次いでおり、売掛金の回収前に断続的に買掛金・固定費の支払が先行する状況が生じていることから、これらの支払に要する費用に対し、手元資金（2025年12月末で約1.2億円）に加えて、現預金を1.0～2.0億円程度積上げ、十分な支払い余力を確保する必要があります。今回得られる資金は、その所要資金の一部として、これらの先行費用（ハードウェア仕入やシステム開発発注費用等）や開発者の人件費などの経常費用に充当いたします。
 3. 市場動向や事業進捗等により各資金使途の費用が増減する場合には、同表の範囲内で充当額を適宜調整し、重要な変更が生じると判断されるときは必要に応じて適時開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 割当予定先の概要	
名称	ユメノソラホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区外神田三丁目5番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 吉田博高（よしだひろたか）
資本金	30,000,000円
事業の内容	流通プラットフォーム事業
主たる出資者及びその出資比率	YU株式会社 100%
(2) 提出者と割当予定先との間の関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数(2026年2月28日現在)	保有しておりません。
割当予定先が保有している当社の株式の数(2026年2月28日現在)	保有しておりません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引等関係	該当事項はありません。

b. 割当予定先の選定理由

上記、「手取金の使途」に記載した2026年3月～4月末の資金需要に対応するため、当社では、①金融機関等からの借入、②一部固定資産の売却、③第三者割当増資を主な選択肢として、検討と関係者との協議を進めてまいりました。

現在でも①～③についての検討と関係者との協議は続けておりますが、今般、当社代表の杉野と古くからITとコンテンツという近接した分野での経営者として交友があるユメノソラホールディングス株式会社の代表者である吉田博高氏が、いち早く、当社の資金調達に協力していただける目処が立ちましたので、ユメノソラホールディングス株式会社を割当予定先に選定いたしました。なお、他の取引先や付き合いのある事業会社の割当先候補とも検討・協議を行いました。今般、ユメノソラホールディングス株式会社との間で主要な部分で条件等の合意に至ったものであります。

c. 割り当てようとする株式の数

当社 普通株式 47,000株

d. 株券等の保有方針

本件第三者割当により発行される当社普通株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。本新株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より本第三者割当増資の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けております。また、同社の直近（2025年9月期）の決算報告書並びに銀行口座に係る2026年1月13日現在の預金通帳の写しを

取得し、十分な現金及び預金が存在することを確認しており、その後の同社グループの事業活動は異同なく展開されていると見受けられるためかかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

f. 割当予定先の実態

当社は、インターネット検索サイトにおいて、割当予定先であるユメノソラホールディングス株式会社及びその親会社であるYU株式会社、両社の役員についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索する方法で反社会的勢力とのかかわりを調査した結果、反社会的勢力との関係を有している事実は確認されませんでした。加えて、株式会社アキュレート・アドバイザーズ（本店：大阪府大阪市中央区、代表：小林弘樹）に調査を依頼し、2026年2月24日付の調査報告書を受領しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当に係る払込金額につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当により発行される株式数等を勘案し、割当予定先と協議のうえ、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年3月5日の東京証券取引所グロス市場における当社普通株式の普通取引の終値1,181円の90%に相当する1,063円といたしました。10%のディスカウントとしたのは、①当社の資金需要に対する調達を迅速に実施すること、②本届出書の提出日現在において当社が東京証券取引所の定めるグロス市場の上場維持基準を満たすことが確実ではない状況での第三者割当増資であること、を踏まえて割当予定先との交渉の結果、設定したものであります。

当社といたしましては、本第三者割当により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の財務状況及び直近の決算発表である前連結会計年度（2025年3月期）における業績動向等を踏まえ、本第三者割当が、健全な財務基盤を維持しながら今後のさらなる成長を実現するための必要資金を機動的かつ株価に配慮した形で調達することを可能にする手段として、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えております。

また、かかる払込金額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、以上のことから、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。なお、本第三者割当に係る払込金額は、本取締役会決議日の直前 6 カ月間の平均終値に対し▲3.1%、本取締役会決議日の直前 3 カ月間の平均終値に対し▲5.2%、本取締役会決議日の直前 1 カ月間の平均終値に対し▲10.3%となっております。

また、当社の監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）は、当該払込金額について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されており、特に有利な金額には該当せず、当該払込金額は適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資で発行される株式の数は47,000株（当該株式に係る議決権は470個）であり、2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数3,504,100株、総議決権数34,995個に対する希薄化は1.34%（議決権数に係る希薄化率は1.34%）となり、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、本第三者割当増資を行うことで、当社の財務基盤を強化しつつ、割当予定先との関係強化による営業販路拡大を推進していくことから、将来的な収益力の増加を見込んでおり、それらが企業価値及び株主価値の向上に資すると考え、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社Spicy Company	東京都渋谷区恵比寿4-7-6	245,000	6.99%	245,000	6.91%
杉野 文則	東京都台東区	227,300	6.49%	227,300	6.41%
鍵谷 文勇	埼玉県戸田市	65,500	1.87%	65,500	1.85%
清水 和美	長野県長野市	60,300	1.72%	60,300	1.70%
本屋敷 伸三	福岡県福岡市博多区	60,000	1.71%	60,000	1.69%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 野村證券 株式会社)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-13-1)	55,375	1.58%	55,375	1.56%
ユメノソラホールディン グス株式会社	東京都千代田区外神田三丁目5 -12	—	—	47,000	1.33%
和久田 三千代	静岡県浜松市中央区	40,800	1.17%	40,800	1.15%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1- 2-10	40,800	1.17%	40,800	1.15%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	28,407	0.81%	28,407	0.80%
横田大輔	茨城県稲敷市	25,700	0.73%	25,700	0.72%
計	—	849,182	24.26%	896,182	25.27%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準としたものを記載しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の総議決権数34,995個に、本第三者割当増資による普通株式の発行により増加する議決権数(470個)を加えた数(35,465個)で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
4. 株式会社Spicy Companyより、2026年2月6日付で関東財務局に提出された大量保有報告書の変更報告書によれば、2026年2月2日現在において、369,890株（議決権数3,698個）保有しているとのことですが、株主名簿上において確認していないため、上記の大株主の状況には反映しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月6日)現在までの間に
いて、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の
必要はないものと判断しております。

2 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出
書提出日(2025年11月11日)現在までの間に、以下の通り変動しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月17日(注)1	256,700	3,498,700	46,206	980,757	46,206	62,679
2025年4月1日～12月31日 (注)2	12,500	3,511,200	6,542	987,299	6,542	69,222

(注)1 第三者割当増資によるものであります。

2 新株予約権の行使によるものであります。

3 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の第27期有価証券報告書の提出日(2025年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月6
日)までの間に、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[2025年6月27日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、2025年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5
第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するもの
であります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 従業員に対する税制適格型ストック・オプション(新株予約権)発行の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針の更新の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	18,579	1,417	0	(注)1	可決 92.9
第2号議案 取締役4名選任の件					
杉野文則	18,100	1,896	0	(注)2	可決 90.5
大谷英也	18,093	1,903	0		
小林忠男	18,126	1,870	0		
岩渕弘之	18,094	1,902	0		
第3号議案 従業員に対する税制適格型ストック・オプション (新株予約権)発行の件	18,298	1,698	0	(注)1	可決 91.5

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針の更新の件	18,296	1,700	0	(注) 3	可決	91.5
------------------------------------	--------	-------	---	-------	----	------

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛否両方に○を付すなどして無効とした議決権数は、各議案3個であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

[2026年2月10日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの

株式会社SpicyCompany

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,347個	9.56%
異動後	3,698個	10.57%

(注) 1 総株主の議決権の数に対する割合は、2025年9月30日現在の発行済株式数3,504,100株から議決権を有しない株式数4,600株を控除した総株主の議決権の数34,995個を基準とし、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

2 当該主要株主の異動は、当該株主より提出された大量保有報告書（変更報告書）に基づくものであり、当社において当該株主の実質所有株式数を確認したものではありません

(3) 当該異動の年月日

2026年2月2日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 987,299千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 3,511,200株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	連結会計年度 (第27期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	連結会計年度 (第28期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)

A 4－1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6月27日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 久保田 寛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中嶋 教晶
業務執行社員

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去より継続して、営業損失、経常損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対応する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年3月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議し、2025年4月17日払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

売上高に関する計上時期の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

当連結会計年度の連結損益計算書における連結売上高1,494,314千円のうち、セグメント情報等注記の【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報に記載されている一時点で移転される財又はサービスの売上高1,276,939千円は、連結売上高の79.4%と連結売上高の重要な割合を占めている。 会社は、顧客の要求する仕様に沿った開発案件を納品するため、履行義務の完了は、納品された財又はサービスが仕様に沿ったものであることが顧客によって確認された時点、すなわち、顧客による検収が完了した時点で行われ、顧客による検収の完了をもって売上高が計上される。しかしながら、当社が提供する財又はサービスの仕様やそれに対する顧客の要求水準はプロジェクト毎に異なるため、検収のタイミングは画一的ではなく、想定される期間内に検収されるとは限らず、顧客による検収の時期によって売上高の計上時期が左右され、また契約金額が多額な場合には顧客による検収時期が財務数値に及ぼす影響は大きいものとなる。 以上から、当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表監査における相対的な重要性に鑑み、売上高に関する計上時期の適切性を「監査上の主要な検討事項」とであると判断した。	当監査法人は、売上高に関する計上時期の適切性を検証するため、主として以下の手続きを実施した。 ・会社の売上高の計上プロセスを理解するとともに、顧客による検収に基づいて売上高が計上されていることを担保するための内部統制に焦点を当て、売上取引について検収書入手されていることを事業部長が確かめる内部統制について整備状況および運用状況の評価を行った。 ・売上取引の計上時期の適切性を確認するために、年間の売上高に含まれる一定金額以上の売上取引を抽出し、そのすべてについて検収書を含む関連証拠との突合を実施した。また、一定金額以下の売上取引については、一定数の取引を無作為に抽出し、検収書を含む関連証拠との突合を実施した。 ・期末時点の売掛金残高のうち、一定金額以上の残高を有する取引先及び無作為に抽出した取引先に対して、残高確認を実施し、回答内容その他を分析調査することにより、計上時期の妥当性を検証した。 ・決算日前後に計上された重要な売上取引について、期間帰属の妥当性を検証した。 ・期末月に計上された特に重要な売上取引について、経営者及び担当者に取引の内容を質問し、また、受注から契約締結、業務実態把握、最終成果物提出に至るまでの過程及び検収書を確認した。また、期末の売掛金残高については、残高確認を実施し債権の実在性を確認した上で、翌連結会計年度において期日通り入金されたことを確認した。
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビーマップの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ビーマップが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人

は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社ビーマップ

取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久保田 寛志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中嶋 教晶

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去より継続して、営業損失、経常損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対応する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年3月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議し、2025年4月17日払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

期末日付近における収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高に関する計上時期の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書

以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 久保田 寛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中嶋 教晶
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去より継続して、営業損失、経常損失を計上しており、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結

財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。